

指定訪問看護サービス利用料について

介護保険用 ※3年ごとに法律改正にて価格は変動いたします

提示している介護保険の利用料金は1割負担の場合の自己負担額です。

その他の自己負担割合の方は、この利用料金をもとに算出いたします。

1. 訪問看護費 ※【】内料金:介護予防の方

区分利用料金	
20分未満(週に1回以上20分以上の訪問看護が必要)	313 円/回【302】
30分未満	470 円/回【450】
30分～1時間未満	821 円/回【792】
1時間～1時間30分未満	1,125 円/回【1,087】
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問	
区分利用料金	
1回(20分)※6回/週まで	293 円/回【283】
40分	586 円【566】
ただし、3回/日の場合	60分:792 円【426】
※利用開始月から12月超の要支援者(介護予防) 1回(20分)【283円】→【278円】	

2. 加算項目

①退院時共同指導加算 ※初回加算算定時には、この加算は算定しません 入院中や入所中の方に主治医と連携して必要な指導を行った場合 特別な管理が必要な方は2回まで利用可能	初回訪問時に600 円
②初回加算 新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合	300 円/初回のみ
③緊急時訪問看護加算 24時間連絡体制をとる場合	574 円/月
④特別管理加算 I :在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている方、留置カテーテル等を使用している	500 円/月
II :在宅酸素療法指導管理等を受けている方、真皮を越える褥瘡のある方 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態など	250 円/月
⑤早朝・夜間、深夜加算 月に2回目以降の緊急訪問の場合 早朝(6～8時)・夜間(18～22時)	基本料金の25%増し
深夜(22時～6時)	基本料金の50%増し
⑥長時間訪問看護加算 特別管理加算対象者で、所要時間が通算1時間30分以上になる場合	300 円/回
⑦複数名の看護師等による訪問看護加算1回につき 利用者の身体的理由等で1人での看護が困難な場合	所要時間30分未満 254 円/回 所要時間30分以上 402 円/回
⑧ターミナルケア加算 死亡日及び死亡日前の14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,000 円
⑨サービス提供体制強化加算 厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所(2021/4/1～)	3円/回

3. 保険適応外

- ①交通費:利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
※通常の実施区域外の場合には、1回の訪問毎に250円徴収します。
- ②エンジェルケア:5,000円
- ③衛生材料費:各種材料費に応じて



こじか訪問看護ステーション